

アナタのそばに

迫^{せま}っています!!

実は、幅広い年代が巻き込まれている消費生活トラブル。成年年齢が18歳に引き下げられる予定の令和4年4月以降は、経験や知識の浅い若い世代も狙われやすくなっていくことが予想されます。その時どうしたらいい？今、知っておいて欲しい!!

Case.1

通信販売トラブル

あんなことも??



知らないうちに定期購入の契約になっていた、解約金を求められたり...

Case.2

勧誘トラブル

先輩やSNSで知り合った人から誘われたり。うまい話の裏側に気が付かないままに...



こんなことも??

Case.3

契約トラブル



成年年齢が引き下げられると18歳から、契約を結べるようになります。未熟な若者を狙っています。

どうする??

消費者生活トラブル講座

2022年2月20日(日)

10:00~11:00

~~会場開催~~

~~市が洞小校区共生ステーション
第4会議室 (先着15名)~~

同時
配信

オンライン
(先着100名)

1月24日(月)
9:00~
受付開始!!

事前のお申込みが必要です
お申込はこちら⇒



講師：長久手市消費生活センター
消費生活相談員

※講座実施はオンライン配信のみです。

会場受講者募集は新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み中止します。

主催：長久手市消費生活センター(地域共生推進課) 協力：市が洞小学校区まちづくり協議会